

陸上自衛隊訓令第6号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、訓練評価支援隊の組織等に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

防衛大臣 河野 太郎

訓練評価支援隊の組織等に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、訓練評価支援隊の任務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 訓練評価支援隊は、連隊を基幹とする訓練（当該連隊に対する師団等の上級部隊の長の指揮監督に係るものを含む。以下同じ。）の統裁及び評価分析の支援を行うことを任務とする。

（訓練評価支援隊長）

第3条 訓練評価支援隊の長は、訓練評価支援隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 隊長は、訓練評価支援隊の隊務を統括する。

(副隊長)

第4条 訓練評価支援隊に、副隊長1人を置く。

2 副隊長は、隊長を助け、隊務を整理し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、隊長の職務を行う。

(内部組織)

第5条 訓練評価支援隊に、隊本部及び次の3科を置く。

統裁支援科

評価分析支援科

器材管理科

(隊本部)

第6条 隊本部においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関すること。

(3) 訓練評価支援隊の運営の企画に関すること。

(4) 組織、定員及び定数に関すること。

- (5) 人事に関する事。
- (6) 福利厚生及び健康管理に関する事。
- (7) 秘密の保全に関する事。
- (8) 訓練用施設の運営の計画に関する事。
- (9) 教育訓練に関する事。
- (10) 物品（器材管理科の所掌に属するものを除く。）
に関する事（整備に関する事を除く。）。
- (11) 車両及び通信の運用に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他の科の所掌に属し
ない事項に関する事。

（統裁支援科）

第7条 統裁支援科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 訓練の統裁に関する事。
- (2) 安全管理に関する事。

（評価分析支援科）

第8条 評価分析支援科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 評価基準の作成及び研究に関する事。

(2) 評価資料の収集、分析及び提供に関する事。

(3) 評価資料の集計及び統計資料の作成に関する事。

(器材管理科)

第 9 条 器材管理科においては、訓練に必要な器材の管理及び整備に関する事務をつかさどる。

(科長)

第 1 0 条 科に科長を置く。

2 科長は、隊長の命を受け、科務を掌理する。

(委任規定)

第 1 1 条 この訓令に定めるもののほか、訓練評価支援隊の内部組織に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、令和 2 年 3 月 2 6 日から施行する。